

総 則	頁
第1章 総則	1
第1節 計画の主旨	1
第2節 過去の顕著な災害	2
第3節 予想される災害	8
1 第4次地震被害想定	8
2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果	11
3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果	14
4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（大正型関東地震）の被害想定の結果	23
5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（元禄型関東地震）の被害想定の結果	26
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	29
1 焼津市	29
2 消防機関	29
3 静岡県	30
4 静岡県警察（焼津警察署）	30
5 防災関係機関	30

発 災 前	頁
第2章 平常時対策	37
第1節 防災思想の普及	37
第2節 自主防災活動	37
第3節 地震防災訓練の実施	37
1 焼津市	37
2 防災関係機関	38
第4節 地震災害予防対策の推進	39
1 緊急消防援助隊の受援体制	40
2 消防用施設の整備	40
3 火災の予防対策	40
4 建築物等の耐震対策	41
5 被災建築物等に対する安全対策	42
6 橋りよつの改良	42
7 地盤災害の予防対策	42
8 落下倒壊危険物対策	42
9 危険予想地域における災害の予防	43
10 被災者の救出活動対策	44
11 要配慮者の支援	44
12 生活の確保	44
13 緊急輸送活動体制の準備	46
14 災害廃棄物の処理体制の整備	46
15 燃料の確保	46
16 公共土木施設等の応急復旧	47
17 情報システムの整備	47
18 緊急輸送用車両等の整備	47
19 文化財等の耐震対策	47
20 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	47
21 地震防災応急計画の作成	47
第3章 地震防災施設緊急整備計画	48
第1節 地震防災施設整備方針	48
1 防災業務施設の整備	48
2 地域の防災構造化	48
3 緊急輸送路の整備	49
4 防災上重要な建物・施設の整備	49
5 災害防止事業	49
6 災害応急対策用施設等の整備	50
第2節 地震対策緊急整備事業計画	50
第3節 地震防災緊急事業五箇年計画	50
1 地域の防災構造化	51

南海トラフ地震臨時情報発表時	頁
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応	52
Ⅰ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	52
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	52
Ⅱ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	52
第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等	52
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知	53
第3節 災害応急対策をとるべき期間等	53
第4節 市のとるべき措置	53
Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	53
第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等	53
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知	54
第3節 災害応急対策をとるべき期間等	54
第4節 避難対策等	54
1 地域住民等の避難行動等	55
2 避難所の運営	55
第5節 消防機関等の活動	56
第6節 滞留旅客等に対する措置	56

発 災 後	頁
第5章 災害応急対策	57
第1節 防災関係機関の活動	57
1 計画の内容	57
2 消防機関	58
3 防災関係機関	59
第2節 情報活動	59
第3節 広報活動	59
第4節 緊急輸送活動	59
第5節 広域応援活動	59
第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動	59
1 消防活動	59
2 水防活動	59
3 人命の救出活動	59
4 被災建築物等に対する安全対策	59
5 災害危険区域の指定	60
第7節 避難活動	60
第8節 社会秩序を維持する活動	60
第9節 交通の確保対策	60
第10節 地域への救援活動	60
1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保	60
2 給水活動	60
3 燃料の確保	60
4 医療救護活動	60
5 し尿処理	61
6 廃棄物（生活系）処理	61
7 災害廃棄物処理	61
8 防疫活動	61
9 遺体の捜索及び措置	61
10 応急住宅の確保	61
11 ボランティア活動への支援	61
第11節 学校における災害応急対策及び応急教育活動	61
第12節 被災者の生活再建等への支援	61
第13節 市有施設及び設備等の対策	61
第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策	62
第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策	63
1 各施設・事業所に共通の事項	64
2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項	64

復 旧 ・ 復 興 期	頁
第6章 復旧・復興対策	65
第1節 防災関係機関の活動	65
1 焼津市	65
2 静岡県警察（焼津警察署）	65
3 防災関係機関	66
第2節 激甚災害の指定	69
第3節 震災復興計画の策定	69
第4節 復興財源の確保	70
1 予算の編成	70
2 復興財源の確保	70
第5節 震災復興基金の設立	71
第6節 復旧事業の推進	71
1 復旧計画の策定	71
2 基盤施設の復旧	72
第7節 都市の復興	72
1 都市復興計画の策定	72
2 市街地の復興	72
第8節 被災者の生活再建支援	73
1 恒久住宅対策	73
2 災害弔慰金等の支給	73
3 被災者の経済的再建支援	74
4 雇用対策	74
5 要配慮者の支援	74
6 生活再建支援策等の広報・PR	75
7 相談窓口の設置	75
8 保険の活用（地震保険の普及促進）	76
第9節 地域経済復興支援	76
1 産業復興計画の策定	76
2 中小企業を対象とした支援	76
3 農林漁業者を対象とした支援	77
4 地域全体に影響を及ぼす支援	77

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時	頁
別紙 地震防災応急対策	78
第1節 防災関係機関の活動	78
1 焼津市	78
【東海地震注意情報発表時等】	78
【警戒宣言発令時】	79
2 消防機関	81
3 静岡県警察（焼津警察署）	81
4 防災関係機関	81
【東海地震注意情報発表時】	81
【警戒宣言発令時】	82
第2節 情報活動	85
1 焼津市、志太消防本部	85
2 防災関係機関	86
第3節 広報活動	87
1 焼津市	87
2 防災関係機関	87
3 市民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法	87
第4節 自主防災活動	88
【東海地震注意情報発表時】	88
【警戒宣言発令時】	88
第5節 緊急輸送活動	89
1 焼津市	90
2 防災関係機関	90
第6節 自衛隊の支援	91
第7節 避難活動	91
第8節 社会秩序を維持する活動	93
第9節 交通の確保活動	94
1 陸上交通の確保対策	94
2 海上交通の確保対策	96

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時		頁
第10節 地域への救援活動		96
【東海地震注意情報発表時】		96
【警戒宣言発令時】		96
1 食料及び日用品の確保		96
2 飲料水の確保		97
3 医療救護、防疫、保健衛生活動及び廃棄物処理		97
第11節 市有施設設備等の防災措置		98
1 無線通信施設等		98
2 公共施設等		98
【東海地震注意情報発表時】		98
【警戒宣言発令時】		99
3 コンピュータ		100
第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置		100
【東海地震注意情報発表時】		100
【警戒宣言発令時】		102
第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策		105
1 各施設・事業所に共通の事項		105
【東海地震注意情報発表時】		105
【警戒宣言発令時】		106
2 各施設・事業所の計画において定める個別事項		106
第14節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策		109
【東海地震注意情報発表時】		109
【警戒宣言発令時】		109